

熊本県中小企業融資制度（売上減少対策等）のご案内

県では、売上が減少している中小企業者向けの融資制度を設けており、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している方も利用していただけます。

【金融円滑化特別資金】

| | |
|-------|---|
| 融資対象者 | 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高等が、前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している者 |
| 融資限度額 | 1企業5,000万円、1組合1億円 |
| 返済期間 | 1年以上10年以内（据置期間1年以内） |
| 融資利率 | 1.7%以内～2.3%以内 |
| 保証料率 | 0.45%～1.3% |
| 申込先 | 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 |

【金融円滑化特別資金・セーフティネット5号】

| | |
|-------|--|
| 融資対象者 | 業況の悪化している業種として国が指定した業種を営んでおり、最近3か月間の売上高等が、前年同期に比して5%以上減少しているとして、市町村長の認定を受けた者 |
| 融資限度額 | 1企業1億円、1組合1.5億円 |
| 返済期間 | 1年以上10年以内（据置期間1年以内） |
| 融資利率 | 1.7%以内～2.3%以内 |
| 保証料率 | 0.62% |
| 申込先 | 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会 |

【小規模事業者おうえん資金】

| | |
|-------|--|
| 融資対象者 | 既存の保証協会の保証付融資残高と本資金との合計が2,000万円以下で、従業員20人（商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業を除く））以下の小規模企業者 |
| 融資限度額 | 2,000万円 |
| 返済期間 | （運転資金）1年以上5年以内、（設備資金）1年以上7年以内 |
| 融資利率 | 1.3%以内～1.6%以内 |
| 保証料率 | 0.5%～1.35% |
| 申込先 | 商工会議所、商工会、熊本県信用組合、くまもと産業支援財団 |

※上記融資制度は、熊本県信用保証協会の保証対象となる事業を営む熊本県内の中小企業者が対象で、事業期間（1年以上）等の要件があります。

※融資にあたっては、取扱金融機関と熊本県信用保証協会の審査があります。

詳しくは、熊本県商工振興金融課（電話096-333-2314）へお問い合わせください。